

神戸地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 異議決定書取消請求事件  
国側当事者・国(龍野税務署長)  
平成22年6月29日棄却・控訴

判	決
原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	龍野税務署長
	上垣 由和
被告指定代理人	山口 順子
同	杉浦 弘浩
同	新免 久弘
同	志摩 浩一
同	田井地 かすみ
同	中村 嘉造
同	中島 孝一
同	村上 幸隆

### 主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

### 事 実 及 び 理 由

#### 第1 請求

龍野税務署長が平成20年11月28日付けで原告に対してした平成19年分の所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

#### 第2 事案の概要

- 1 本件は、平成19年分の所得税の確定申告の際に、建物の賃料収入を不動産所得として申告した原告が、同不動産所得の申告が誤りであることを理由として更正の請求をしたところ、龍野税務署長から、平成20年11月28日付けで更正すべき理由がない旨の通知処分(以下「本件通知処分」という。)を受けたため、上記賃料収入は原告が代表者を務める法人に帰属するものであり、税務調査手続に違法があったなどと主張して、本件通知処分の取消しを求める事案である。
- 2 前提事実(証拠の掲記がない項は、当事者間に争いがなく、当裁判所に顕著である。)
  - (1) 当事者等について

原告(昭和16年1月2日生まれ)は、日本国内に住所を有する個人であり、有限会社A(以下「A」という。)の代表取締役を務めている。

Aは、平成9年12月1日に設立された、不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業等を目的と

する有限会社である。(甲13、乙22)

(2) 本件建物について

ア 平成12年2月25日ころ、原告が所有する兵庫県たつの市の土地に、木造スレート葺2階建の店舗兼事務所(床面積は、1階、2階とも54.15㎡。以下「本件建物」という。)が新築された。

本件建物2階は、本件建物が新築されて以降、Aが事務所として使用している。(乙5、弁論の全趣旨)

イ 本件建物1階につき、賃貸人を原告、借借人をB株式会社(以下「B」という。)、仲介業者をA、賃料振込先をA名義の口座とする、平成12年12月28日付け不動産賃貸借契約証書がある。(乙3)

ウ 本件建物1階につき、賃貸人を原告、借借人をC株式会社(以下「C」という。)、仲介業者をA、賃料振込先をA名義の口座とする、平成18年6月21日付け不動産賃貸借契約証書がある。(乙4)

(3) 課税から本件訴訟に至る経緯について

ア 龍野税務署の担当職員は、平成20年2月4日、Aに対し、法人税の調査(以下「本件税務調査」という。)を行う旨通知し、同年3月10日、同調査を終了した。(乙32、弁論の全趣旨)

イ 原告は、平成20年3月17日、龍野税務署長に対し、平成17年分及び平成18年分の各修正申告書、平成19年分の確定申告書(本件建物1階の平成19年分の賃料収入は、97万4641円(以下「本件賃料」という。))であったため、原告は、同確定申告書の不動産所得の欄に同額を記載した。)を提出し、これらに係る所得税(平成19年分については、4万8100円)を納付した。(甲4、弁論の全趣旨)

ウ 原告は、平成20年8月20日、龍野税務署長に対し、平成19年分の所得税の確定申告について、不動産所得を0円とする更正の請求をした。龍野税務署長は、同年11月28日付けで、原告に対し、当該更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分(本件通知処分)をした。

エ 原告は、平成20年12月12日、龍野税務署長に対し、本件通知処分に対する異議申立てをした。龍野税務署長は、平成21年2月5日、異議申立てを棄却するとの決定をした。

オ 原告は、平成21年2月17日、国税不服審判所長に対し、本件通知処分に対する審査請求をした。

カ 原告は、平成21年7月17日、本件訴えを提起した。

キ 国税不服審判所長は、平成22年2月2日、原告の審査請求を棄却した。(乙32)

以上、原告に対する課税の経緯については、別表のとおりである。

3 争点及び争点に対する当事者の主張

(1) 本件賃料の帰属

(原告)

所得税は、資産から生ずる収益が名義上帰属するとみられる者にはなく、収益を実際に享受した者に課すべきである。

本件賃料は、不動産業を営むAが收受して費消しており、原告において1円も受け取っていない。

そのことは、本件賃料が、Aの口座に振り込まれていることから明らかである。Aは、本件建物1階の賃料を同社の会計帳簿に収入として計上している。

また、本件建物は、その建築当初から、実質上Aが所有している。

Aは、同社の貸借対照表にも、資産欄に本件建物を計上し、負債欄に本件建物に係る負債を事業主借入として計上しており、同社が本件建物を所有することを前提とした処理をしている。

したがって、本件賃料は、Aに帰属するものである。

(被告)

本件賃料は、本件建物から生ずる収益であるから、本件建物の真実の所有者が誰であるかを判定した上で、その帰属を判断すべきところ、本件建物の真実の所有者は原告である。このことは、原告が自ら費用を負担して本件建物を建築し、自己名義で所有権保存登記をしていることから明らかである。

B、Cとの間の各賃貸借契約書をみても、賃貸人は、原告であり、Aは、仲介業者にすぎない。

また、Aの平成11年度ないし平成19年度の法人税の各確定申告書に添付された損益計算書の営業収入欄には、本件賃料が計上されていない。平成11年度ないし平成18年度の法人税の各確定申告書に添付された貸借対照表の資産欄には、本件建物が計上されておらず、かつ、負債欄に本件建物に係る負債として借入金等も計上されていない。

これら事実によれば、本件賃料が、原告に帰属していたと認めるべきである。

## (2) 本件税務調査における担当職員の誘導の有無及び本件通知処分の効力

(原告)

本件税務調査の担当職員は、本件建物1階の賃料収入をAの所得として計算してもAには利益が出ず、法人税として追徴することができないことが判明したため、個人に切り替えて追徴しようとし、原告に対し、Aであれば追徴できないにもかかわらず、「個人の所得にすれば追徴30万円で済む、法人だと追徴700万円となる。」と虚偽の説明をした。原告は、700万円ではなく、30万円で済ませたいとの思いから、個人の所得として申告することを余儀なくされた。

したがって、原告の平成19年分の確定申告は、このような担当職員の誘導によってなされたものであるから無効であり、原告の更正請求は認められるべきであって、本件通知処分は取り消されるべきである。

(被告)

本件税務調査の担当職員は、原告に対し、本件建物1階の賃料収入について、個人の所得として修正申告、確定申告をするよう指導したが、その際、30万円か700万円かの選択をするよう指導したことなどない。

そもそも、本件は更正請求に対する応答である本件通知処分の違法性が争点であるところ、原告が自ら行った平成19年分の確定申告に至る事情について違法を主張したところで、本件通知処分の適法性に何ら影響するものではない。

## (3) 理由附記の要否

(原告)

本件通知処分は、理由が附記されておらず、説明責任が果たされていない。

(被告)

国税通則法23条4項によれば、税務署長は、更正の請求があった場合、調査の結果、更正をすべき理由がないと判断したときは、請求者にその旨を通知すれば足り、更正すべき理由がない旨の通知書に理由を附記すべきことを定めた法令の規定はないから、本件通知処分に係る通知書に理由の附記がないことに違法はない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1) (本件賃料の帰属) について

(1) 所得税法12条は、「資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、この法律の規定を適用する。」と定めている。同条は、収益の経済的な帰属者ではなく、収益の真実の法律上の帰属者に所得税法を適用すべきことを定めたものと解するのが相当である。

(2) そこで、本件賃料の真実の法律上の帰属者について検討するに、第2の2の前提事実、括弧内の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

ア 原告は、貸店舗用に建物を建築することとし、平成11年10月4日、自己を建築主として建築確認を申請した。(乙13、15)

原告は、同月7日、D株式会社(以下「D」という。)との間で、原告を注文主、Dを請負人として、本件建物の建築工事請負契約を締結した。(乙1)

原告は、同日と平成12年3月7日に、Dに対し、上記工事代金合計1352万5000円を支払い、本件建物は、同年2月25日、完成した。(乙2の1~4、5から7、16から18)

(なお、証拠(乙32)によれば、原告は、審査請求の際、国税不服審判所長に対し、本件建物の工事代金はAが支払ったものであり、原告がそれを立て替えたにすぎないと述べているが、同時に、立て替えた日及び金額を覚えていない、Aから立替金の支払を受けていないとも述べていることに照らすと、同陳述をもって、Aが本件建物の工事費用を支払ったことを認めることはできない。)

イ 原告は、平成12年12月28日、Bとの間で、仲介業者をA、賃料振込先をA名義の口座として、賃貸借契約を締結し、本件建物1階をBに引き渡した。同賃貸借契約は、平成18年4月ころ、終了した。(乙3、8)

ウ 原告は、平成18年6月21日、Cに対し、仲介業者をA、賃料振込先をA名義の口座として、賃貸借契約を締結し、本件建物1階をCに引き渡した。(乙4、8)

(なお、原告が提出したCとの間の建物賃貸借契約書の一部(甲11)には、貸主欄の原告名が、Aに訂正され、借主欄のCが、E株式会社に訂正されている。しかし、これらの訂正箇所には契約当事者双方の訂正印もないから、これらの訂正をもって、契約締結当初から賃貸人はAであったこと、平成19年度内に原告からAへと賃貸人の変更があったことを認めることはできない。)

エ 本件建物は、平成17年12月14日受付で原告を所有者とする所有権保存登記がなされ、平成20年3月21日受付で錯誤を原因として抹消されるまでの間、同保存登記がなされていた(この抹消登記手続は、原告が平成19年分の確定申告をした後に行われている。)(乙5、6)

オ Aの平成11年度から平成19年度までの各事業年度の損益計算書には、営業収入の欄に、

本件建物1階にかかる賃料収入が計上されておらず、平成11年度から平成18年度までの各貸借対照表には、資産の部に本件建物が計上されていない。(甲7、乙23から31)

また、上記賃料収入の振込先口座は、Aの平成17年度、平成18年度の貸借対照表には計上されていない預金口座であった(乙8の通帳の3月31日時点の残高が乙29、30の貸借対照表上の預金の残高より多く、計上していないものと認められる。)(乙8、29、30)

以上のとおり、請負契約、建築確認、請負代金の抛出等の点からみて、原告が建築時から本件建物を所有すると認められ、賃貸借契約、Aの財務諸表の内容からも、原告がBやCに対して本件建物1階を賃貸し、平成19年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間)当時も、本件建物を所有して、本件建物1階をCに賃貸していたと認められる。そして、後記(2)で述べるとおり、原告が単なる名義人であることをうかがわせる事情が見当たらないから、本件賃料は、真実原告に法律上帰属するものと認めるのが相当である。

(2)ア 原告は、本件賃料を含む本件建物1階の賃料は、Aが收受しているから、実質はAに帰属するものであると主張して、A名義の普通預金通帳(甲12)を提出する。

しかし、(1)ウで認定したとおり、原告がCとの間で賃料振込先をAの口座と指定して賃貸借契約を締結したため、賃料がAの口座に振り込まれているにすぎず、このことからAが本件賃料を收受していると認めることはできない。

また、証拠(甲10の1・2)によれば、平成19年4月1日から同月30日までの間の損益計算書及び平成19年4月度の現金出納帳上、Cからの14万円の家賃の計上処理がされているが、他の月毎の損益計算書及び現金出納帳は提出されていないことに照らすと、Cからの賃料がA自身の収益として処理されていたとみることはできない。

原告は、平成19年度の損益計算書に本件賃料収入の記載がないのは、龍野税務署の指導によるものであり、記載がないのは当然であるとも主張するが、(1)オで認定したとおり、平成11年度から平成18年度各事業年度の損益計算書にも、本件建物1階からの賃料収入についての記載はなく、平成17年度、平成18年度の貸借対照表に賃料収入振込先口座の計上もない。

そうであるとする、原告が指摘する前掲各証拠をもって、原告が単なる名義人であり、本件賃料の真実の法律上の帰属者がAであることを認めることはできない。

イ 原告は、本件建物は、建築当初から、実質はAが所有するものであると主張する。

証拠(乙6、7)によれば、本件建物の原告の所有権保存登記は、平成20年3月21日受付で、錯誤を原因として抹消され、同月27日受付で、所有者をAとする所有権保存登記がされたことが認められる。しかし、本件建物の建築当初からAの名義にしなかった理由が明らかではなく、上記の各登記をもって、本件建物が建築当初からAの所有であるとみることはできない。

証拠(乙20の1・2)によれば、原告は、平成20年6月30日、龍野税務署長に対し、本件建物の敷地につき、土地の無償返還に関する届出書及び原告とAとの間の平成11年12月28日付け土地使用貸借契約書を提出したことが認められる。しかし、原告自身、本件訴訟において、同土地使用貸借契約書は、作成を失念していたため、後日、日付を遡って作成したものである旨主張するところであり、同土地使用貸借契約書は、本件建物が建築当初からAの所有であることを裏付けるには足りない。

(1)オで認定したとおり、平成11年度から平成18年度までの各貸借対照表には、資産の部に本件建物が計上されていないが、証拠(甲7、乙31)によれば、Aの平成19年度の貸借対照表には、資産の部に本件建物が計上されたことが認められる。この点につき、原告は、本件通知処分は、平成19年度分の所得税及び法人税が問題となっているのであるから、平成19年度の貸借対照表に計上していればよいのであって、平成17年度、18年度は、形式的な誤りで計上しなかったものであるなどと主張するが、これでは平成18年度以前の貸借対照表に本件建物が資産として計上されていないことについて合理的説明がなされているとはいえない。

他に、本件建物が、建築当初からAの所有であることを認めるに足りる証拠はない。

2 争点(2)(本件税務調査における担当職員の誘導の有無及び本件通知処分の効力)について

原告は、本件税務調査の際、担当職員が、「個人の所得にすれば追徴30万円で済む、法人だと追徴700万円となる。」と虚偽の説明をしたため、原告は原告個人の所得として申告することを余儀なくされたのであって、原告の更正請求は認められるべきもので、本件通知処分も違法である旨主張する。

しかし、証拠(乙9)によれば、原告自身、龍野税務署長に対する平成20年7月16日付け異議申立書の別紙に、個人で追徴すれば30万円である、法人だと7年遡って700万円ほどになると説明されたが、700万円は原告の勘違いで課税金額のことであった、原告の錯誤であった旨記載しているところであり、本件税務調査の担当職員が、追徴700万円となる等の虚偽の事実を述べて誘導したことは認められない。

なお、本件賃料の真実の法律上の帰属者が原告であることは1のとおりであるから、原告の平成19年分の申告の不動産所得の内容に錯誤があったということはできない。

3 争点(3)(理由附記の要否)について

原告は、本件通知処分は、理由が附記されておらず、説明責任が果たされていないと主張する。しかし、税務署長は、更正の請求があった場合には、調査の結果、更正をすべき理由がないと判断したときは、請求者にその旨を通知することとされているが(国税通則法23条4項)、その旨の通知に理由を附記することを要求する法令上の規定はない。

そうすると、本件通知処分に係る通知書に理由の附記がないからといって、本件通知処分が違法であるとはいえない。

4 以上のとおり、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 梅村 明剛

裁判官 植田 智彦

裁判官 近藤 紗世

## 別表

## 課税の経緯

(単位：円)

区分	確定申告	更正の請求	通知処分	異議申立て	異議決定	審査請求
申告等の年月日	平成20年3月17日	平成20年8月20日	平成20年11月28日	平成20年12月12日	平成21年2月5日	平成21年2月17日
総所得金額	2,220,237	1,245,596	更正をすべき理由がない旨の通知処分	更正の請求のとおり	棄却	更正の請求のとおり
内訳						
不動産所得の金額	974,641	0				
配当所得の金額	155,000	155,000				
雑所得の金額	1,090,596	1,090,596				
所得控除の額	700,260	700,260				
課税総所得金額	1,519,000	545,000				
算出税額	75,950	27,250				
配当控除の額	15,500	15,500				
源泉徴収税額	12,350	12,350				
納付すべき税額	48,100	△600				

(注) △印は、還付金の額に相当する税額を示す。